



平成 25 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 テクマトリックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 由利 孝
(コード：3762、東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 森脇 喜生
(TEL. 03-5792-8601)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 28 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

本件は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の投資単位を 100 株へ変更すること、及び当社普通株式の取引をしやすい環境を整えることで、流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、当社普通株式 1 株につき 200 株の割合の株式分割と、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するものであります。これにより、投資単位の金額は実質的に現在の 2 分の 1 となります。また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）（ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成 25 年 3 月 29 日（金））最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成 25 年 2 月 28 日現在の発行済み株式数にて試算）

① 株式分割前の発行済株式総数	61,898 株
② 今回の分割により増加する株式数	12,317,702 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	12,379,600 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	41,472,000 株

3. 日 程

(1) 基準日公告日	平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）
(2) 基 準 日	平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）
(3) 効力発生日	平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）
(4) 新規記録日	平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

4. 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、発行している新株予約権の行使価額を、株式分割の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	調整後行使価額	調整前行使価額
第 1 回新株予約権（平成 16 年 9 月 1 日臨時株主総会特別決議及び平成 16 年 9 月 1 日取締役会発行決議）	400 円	80,000 円
第 2 回新株予約権（平成 17 年 6 月 24 日定時株主総会特別決議及び平成 17 年 7 月 22 日取締役会発行決議）	1,489 円	297,728 円
第 3 回新株予約権（平成 17 年 6 月 24 日定時株主総会特別決議及び平成 18 年 3 月 31 日取締役会発行決議）	1,262 円	252,315 円
第 5 回新株予約権（平成 19 年 6 月 22 日定時株主総会特別決議及び平成 19 年 7 月 25 日取締役会発行決議）	900 円	179,950 円
第 6 回新株予約権（平成 19 年 7 月 25 日取締役会発行決議）	900 円	179,950 円

（注）第 4 回新株予約権につきましては行使期間が終了しているため記載しておりません。

5. 単元株制度の採用

（1）採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（2）新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

（参考）平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

6. 定款の一部変更

（1）定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 5 条の変更及び第 6 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>207,360株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>条) (条文省略)</p> <p>第<u>46</u>条</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>41,472,000株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第<u>6</u>条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>第<u>7</u>条) (現行どおり)</p> <p>第<u>47</u>条</p> <p><u>附 則</u> <u>本定款変更の効力発生日は、平成25年4月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u></p>

以上